前橋市水道局ＰＰＰ／ＰＦＩ実施に係る民間提案評価審査基準

１　本基準の位置づけ

　　本基準は、前橋市水道局（以下「水道局」という。）に対し、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成１１年法律第１１７号。以下「法」という。）第６条第１項に規定する提案及び法の規定によらない民間事業者からのＰＰＰ／ＰＦＩ手法（以下「ＰＦＩ手法」という。）を用いた提案に対する評価の方法及び基準を示し、民間事業者に具体的な指針を与えるものです。

２　提案に要する資格

　　次の資格項目を満たさない民間事業者からの提案については、評価を行わずに不採用とします。

　(1) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の４第１項各号の規定に該当しない者であること。

　(2) 施行令第１６７条の４第２項各号の規定による前橋市（以下「本市」という。）の入札参加制限を受けていない者であること。

　(3) 本市の最新の物品・役務等業務競争入札参加資格審査申請を行い、提案事業に必要な資格の認定を受けていること又は契約締結までに前述した申請を行い提案事業に必要な資格を有すること。

　(4) 前橋市暴力団排除条例（平成２３年前橋市条例第３８号）に規定する暴力団員等（施行令第１６７条の４第１項第３号の規定に該当する者を除く。）でないこと。

　(5) 提案の受付から評価の日までの期間に、前橋市物品の製造等業者指名停止措置要綱第２条又は前橋市建設工事等暴力団排除対策措置要綱第２条の規定による指名停止期間中の者ではないこと。

　(6) 前橋市内に本社若しくは本店又は本市との契約に当たり委任先として登録している支社若しくは支店（営業所を含む。）を置くものであること。

　(7) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（会社更生法第１９９条第１項の規定による更生計画の認可又は民事再生法第１７４条第１項の規定による再生計画の認可がされている者を除く。）でないこと。

３　提案書の提出

　　民間事業者はＰＦＩ手法の提案を行う場合は、ＰＦＩ手法を用いた提案の提出書（様式第１号）に、法第６条に定める書類等（以下「提案書」という。）を添えて水道局に提出してください。ただし、提案書に記載する項目については、提案内容の評価に支障をきたさない範囲で簡略化することができるものとします。

４　提案内容の評価

　　水道局は、民間事業者からＰＦＩ手法の導入について提案があった場合、その提案に対し次の評価項目に基づき評価を実施します。

　(1) 当該提案に係る公共施設等の整備の必要性

　　ア　経過年数

　　イ　施設の能力（規模）　など

　(2) 提案の実現可能性

　　ア　事業期間

　　イ　事業計画の詳細

　　ウ　必要経費の算出根拠　など

　(3) ＰＦＩ手法を活用することの妥当性

　　ア　生じるメリット・デメリット　など

　(4) 財政に及ぼす影響

　　ア　コストメリットの有無

　　イ　使用財源の考慮の有無　など

　(5) 他の手法による当該公共施設整備等の可能性

　　ア 追加検討の必要性の有無

　　イ より効率的な手法の可能性の有無　など

　(6) その他（特段の事情がある場合、適宜考慮して検討を実施）

　なお、提案事業の性質上、評価項目として適さないものについては、評価を省略する場合があります。

５　評価を行わず不採用とするもの

　　次のいずれかに該当するものについては、評価を行わず不採用とします。

　(1) 受付前に担当課とのコミュニケーション（ヒアリング、資料請求等）が行われていないもの

　(2) 提案に要する資格を満たさない民間事業者から提案があったもの

　(3) 提案の評価を実施するに当たり、提案書に必要な内容が記載されていないもの

　(4) 提案内容が水道局の管轄外に及ぶもの

　(5) 提案の受付から事業の着手まで十分な検討期間を確保できないもの

　(6) 既に事業に着手しているもの

　(7) 予算議案が議決済みのもの

　(8) 他の民間事業者からの提案を採用することとしたもの

　(9) 前各号に掲げるもののほか、前橋市公営企業管理者が提案内容について適切でないと認めたもの

６　審査

　　評価の結果についてＰＰＰ／ＰＦＩ導入審査委員会を開催し、次の審査項目に基づき審査を実施します。

(1) 民間事業者は提案に要する資格を有しているか。

(2) 評価の根拠は明確になっているか。

(3) 評価結果に妥当性はあるか。

(4) 不採用又は一部不採用の場合、充分に検討されているか。

７　評価結果通知

　　水道局は、審査の結果について速やかに民間事業者へ通知します。

８　優位性の不授与

　　提案事業の全部又はその一部が採用され、当該提案に係る事業者公募等を実施する場合、提案書を提出した民間事業者に対し、優位性を与えることはありません。

９　知的財産権の使用

　　受付した提案事業に関する知的財産権について、事業を実施するに当たり必要と認められる範囲内で水道局が使用することができるものとします。また、民間事業者については、様式第１号の提出をもって知的財産権の使用について、同意したものとします。

１０　その他

　(1) 提案書等、水道局で受領した資料等の返却は行いませんので、必要に応じて控えを保管してください。

　(2) 評価前の施設等に対し複数の提案があった場合、より低価格で効果的と認められる提案を採用します。

　(3) 評価の結果、採用又は一部を採用することとなった事業であっても、事業の実施段階において、実現が困難となった場合は、提案内容を用いない場合があります。

（様式第１号）

ＰＰＰ／ＰＦＩ手法を用いた提案の提出書

令和　年　　月　　日

　前橋市公営企業管理者　宛

＜提　　案　　者＞

所在

名称

代表者

電話番号

メールアドレス

（担当者　氏名　　　　　　　　　　　　）

　前橋市水道局ＰＰＰ／ＰＦＩ実施に係る民間提案評価審査基準に規定する提案者に要する資格を満たしているため、下記のとおりＰＰＰ／ＰＦＩの提案書を提出します。

記

１．提案事業等

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 | □水道事業　□下水道事業　□その他（　　　　） |
| 対象施設のある地域 |  |
| 事業の主体となる者 |  |

２.提案概要

|  |  |
| --- | --- |
| 提案内容 |  |
| 対象施設等 |  |
| 業務内容 | □設計、□建設（新築、改築）、□維持管理（運転、保守）、□その他（　　　　　　　） |
| 業務手法 | □包括的民間委託、□ＤＢ方式、□ＤＢＯ方式、□ＰＦＩ方式、□コンセッション方式、□その他（　　　　　　　） |
| 事業期間 |  |
| 事業費 | 　　　　　千円（ＶＦＭ：　．　％） |

３．特記事項

|  |
| --- |
| 特記事項等 |
|  |

４．知的財産権の使用

提案内容に含まれる知的財産権の取扱いについて、前橋市水道局ＰＰＰ／ＰＦＩ実施に係る民間提案評価審査基準に規定されている範囲内での使用について同意します。

５．その他

　前橋市水道局ＰＰＰ／ＰＦＩ実施に係る民間評価審査基準について、内容を確認し、上記以外の内容についても同意の上、提案書を提出します。

＜押印の省略＞

　発行責任者及び担当者の氏名及び連絡先（電話番号）を記入することで、押印の省略を認めます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 発行責任者氏名 |  | 電話番号 |  |
| 担当者氏名 |  | 電話番号 |  |